

共催後援承認規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国際交流関係団体等(以下「主催者」という。)が実施する国際交流、国際協力、多文化共生等の事業に対して、公益財団法人岩手県国際交流協会(以下「当協会」という。)が共催、後援、協賛等(以下「共催等」という。)を承認する場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業について当協会が共同して推進するため、当協会の共催名義を使用させること。
- (2) 後援(協賛を含む。) 事業について当協会が協力し、又は賛意を表するため、当協会の後援名義を使用させること。

(共催等の要件)

第3条 共催等を承認する事業は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 事業内容が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 本県の国際交流、国際協力、多文化共生等の推進に寄与するものと認められること。
 - イ 公益性があると認められること。
 - ウ 参加者が特定の会員等に限定されていないこと。
- (2) 主催者の組織及び資金計画等が明確で、事業遂行能力が十分であると認められる団体であること。
- (3) 実施場所は、保健衛生及び災害防止の措置が十分になされていること。
- (4) 共催にあっては、事業の企画段階から当協会の意思が反映できること。

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業は、共催等をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 特定の政党その他の政治団体の政治活動に関するもの。
- (3) 特定の宗教活動の普及を目的とするもの。
- (4) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの。
- (5) 法令等に違反又は抵触すると認められるもの。
- (6) 参加者から参加費等を徴収する場合、その金額が著しく妥当性を欠くもの。
- (7) その他当協会が共催等を行うことを不適當と認めたもの。

(申請等の手続)

第5条 理事長は、共催等の承認を受けようとする主催者があるときは、事業を実施する概ね1カ月前までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させるものとする。

- (1) 承認を受けようとする共催等の種別(共催、後援、その他(具体的に記載))
- (2) 事業の名称、実施日時、実施場所、実施内容、参集者(範囲)及び予定人数並びに参加費等徴収の有無(有の場合は金額)
- (3) 他の団体等に共催等を申請している場合(予定を含む。)は、その団体等の名称

- (4) 連絡責任者の連絡先（住所、氏名、電話番号等）
- (5) 事業の資金計画等
- (6) その他必要な事項

2 理事長は、提出のあった申請内容を審査し、共催等の承認の諾否を決定し、文書で主催者に通知するものとする。

（承認の条件）

第6条 理事長は、共催等の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容を変更しないこととし、やむを得ず事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、再度申請すること。
- (2) その他必要と認められること。

（承認の取消し）

第7条 次の各号にいずれかに該当するときは、共催等の承認を取り消すものとする。

- (1) 前条の条件に違反したとき。
- (2) 申請の内容に偽りその他重大な瑕疵があったとき。
- (3) その他共催等をするにふさわしくない事態が発生したとき。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要領は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。